



2022年3月15日

各位

会社名 株式会社 アートネイチャー
代表者名 代表取締役会長兼社長 五十嵐 祥剛
(東証第一部・コード7823)
問合せ先 上席執行役員経営企画部長 本多 敏男
電話 03-3379-3228

定款変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を2022年6月23日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 経営環境の変化に対応し、経営体制を一層強化できるよう、取締役の員数の上限を2名増員して11名以内に変更するものであります。
- (3) 複数混在する和暦表記による誤認を避けるため、現行定款附則第1条から第20条までの年号表記を「和暦」から「西暦」に変更するものであります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会参考書類、 <u>計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面</u>

	<u>交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(取締役の員数) 第 17 条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第 17 条 当社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。
(附則) <u>第 1 条～第 20 条 (和暦表記)</u>	(附則) <u>第 1 条～第 20 条 西暦表記とする</u>
(新設)	(附則) <u>第 21 条 現行定款第 15 条 (参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第 15 条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 23 日

以上